

自転車利用者に対するお知らせ

令和8年4月1日から

自転車の反則通告制度(青切符)

お知らせ



※対象者は**16歳以上**が開始されます。

令和8年4月1日～

反則行為

- 携帯電話使用等(保持)



- 遮断踏切立入り



- 自転車制動装置不良

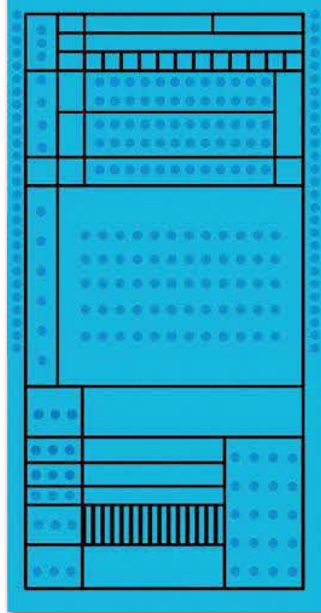


検挙

※悪質・危険な行為



反則切符



(青切符)



反則金の納付

手続終了



※飲酒運転やあおり運転等の重大違反はこれまでどおり刑事手続となります。



吉田の「交通安全講座」

～自転車編～



島根県・島根県警察本部

自転車による主な反則行為と反則金

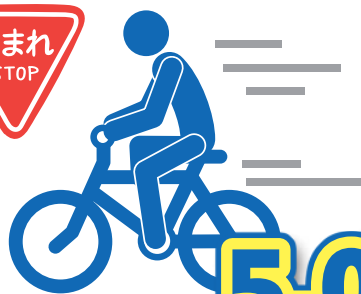
信号無視
(赤色)



反則金

6,000円

指定場所一時不停止



反則金

5,000円

遮断踏切立入り



反則金

7,000円

携帯電話使用等
(保持)



反則金

12,000円

通行区分違反
(右側通行)



反則金

6,000円

自転車制動装置不良

ブレーキ
なし



反則金

5,000円

並進禁止違反

並進



反則金

3,000円

公安委員会遵守事項違反

傘さし



反則金

5,000円

自転車の交通ルールや取締りについてはこちら→
警察庁交通局【自転車ポータルサイト】

